

2024年度（令和6年度）社会福祉法人愛光会事業計画

I 法人本部

理事会・評議員会の開催

理事会 5月 6月 11月 3月

監事監査会 5月

定時評議員会 6月

諸規定の見直し

事業活動継続計画運用・見直し

中長期計画の策定（事業・財務・人事）

愛光会だよりの作成発行

II 母子生活支援施設のぞみ

1. 施設運営全般について

2024年度は「改正児童福祉法施行」、「困難を抱える女性への支援に関する法律（略称困難女性支援法）」の施行等制度上の大きな動きがあります。改正児童福祉法のもと子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が図られ、ひとり親家庭の支援に関連した諸制度が充実強化されることとなります。女性支援に関しては対象者が拡大、女性が抱える多様な困難に対応することが制度上も必要と認められるようになります。

平成28年度に改正された児童福祉法では子どもの家庭養育優先が明記され、翌年には厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。母子生活支援施設は、社会的養護の施設の中で唯一親子を分離せずにケアを行う施設として、更なる専門性の向上と、その働きを地域に向けて開いていくことが求められてきました。

母子生活支援施設は多機能化・高機能化をめざして三つの柱を掲げています。一つは『産前産後支援』すべての子どもが希望をもって生まれ育つことができる社会をつくる。二つ目は『アフターケアを含む地域支援』地域における子育て世帯の支援拠点となる。三つめは『親子関係再構築支援』分離しない支援からつながりの回復をめざす。です。この三つの柱については、当施設においても支援の重要な方針として長年取り組んできたものであり、施設の基本方針とも重なる部分があります。2024年度も継続して取り組む計画です。取組を継続することで、虐待予防、多様な支援体制の構築、子どものパーマネンシー保障（永続的な繋がり）に効果が見込めます。

増加の一途をたどる児童虐待相談件数、DV被害相談件数からもわかるように子育て世帯や困難を抱える女性の課題はこれまで以上に顕在化しています。少子化問題、家庭や地域の子育て機能の低下、児童に対する不適切な養育対応、ジェンダーギャップ、加えて昨今の物価高が養育環境の悪化に拍車をかけています。これらの課題は、単に経済的支援を行えば解

決するものではありません。国が掲げている女性や子育て世帯への支援策が具現化されるよう関係する自治体の理解や協力を得る必要があります。地域にある社会的養護の施設としての使命を果たすため、施設からも発信やアプローチを継続します

2024年度の各項目における具体的な取組は以下に示します。

【基本方針】

私たちは、キリスト教精神に基づき、以下のことを大切にしながら支援を行います。

一、安心、安全に生活する場を提供します。

一、ひとりひとりをおあるがままに受け止め、一緒に課題に向き合います。

一、自立に繋がることを目指した支援を行います。

一、利用者、地域、関係機関との繋がりを大切にします。

一、子育て支援機能を充実し、地域に貢献します。

2、職員配置

《常勤職員》 11名 （正規7 非正規4）

施設長 1名

母子支援員3名（主任1 リーダー1 特別生活指導加算1）

少年指導員兼事務員2名（リーダー1） 個別対応職員 1名

保育士 1名 調理員等1名 心理療法担当職員1名 自立支援担当職員1名

《非常勤職員》

母子支援員1名（特別生活指導加算） 学習支援員1名 嘱託医 1名

宿直要員 1名

3、職員研修

○外部研修：全国母子生活支援施設職員研修7月（神奈川県・ロフォス湘南）

中四国ブロック母子生活支援施設職員研修会9月（岡山）

全国母子生活支援施設協議会研究大会11月（千葉）

○施設内研修：

虐待防止、体罰禁止 児童の権利擁護 児童の病気・事故対応

安全教育 事故予防に関する各分野の研修

○社会福祉主事資格取得講座等、社会福祉分野の専門職の養成を目的として受講を奨励

新たにできる子ども分野の専門職を養成する下準備とする。

4、施設の整備と管理

○空き室を含めた施設管理体制の強化

○施設隣接地の除草作業年2（春・秋）～地域貢献として～

○グランド・中庭芝生管理：春・夏・秋年2～3回程度機械刈り

5、安全管理

○感染症対策

○緊急時の対応策 マニュアルの見直しと周知 対応訓練の実施

○防犯関係 ○防災関係 ○交通安全関係

○BCPの定期的な見直し（連絡・備蓄品その他変更を要する事項について）

6、利用者支援の内容

○定員 20 世帯 暫定定員 16 世帯（見込み） 現員 13 世帯（4 月 1 日見込み）

○年間行事

4 月入学進級祝 8 月納涼祭

9 月総合防災訓練 12 月クリスマスの集い

6 月・12 月クラシックライブコンサート 避難訓練月 1 回

○各グループ活動

○学習会『ぴよんぴよん学習塾』の利用 個別の学習支援

○自立支援計画の策定：年 2 回見直し（必要に応じて追加）

○退所後の支援(アフターケア)

○自立支援事業 23 年度より担当職員を配置、支援を充実強化する

7、関係機関との連携

各関係機関とは利用者のニーズや地域の子育てニーズを共有し、課題解決のため、ケース検討や具体的支援を連携して行う。

○主な関係機関

福祉	所轄の福祉事務所他関係する市町村の福祉事務所 子どもを守る地域支援協議会 福祉相談センター（児童相談・婦人相談） 保育所 障害者・児支援事業所 社会福祉協議会（県・町）
教育	教育委員会 学校
保健医療	嘱託医 保健センター 病院（内科・小児科・精神科・総合病院） 療育園
安全対策	警察署 警備会社 消防署
司法	裁判所・担当弁護士 法テラス
就労	ハローワーク・利用者が就労している事業所

8、地域交流と地域貢献

○ショートステイ・トワイライトステイ事業（町の委託事業）

断らない子育て短期支援事業を目指し支援体制を強化。

事業化に向けて自治体と協議を推進

○学習支援事業、子どもの居場所づくり事業との連携。

地域で暮らす子育て世帯を対象に、学童保育を若干名受け入れ。

○家庭問題、養育問題等の相談対応

当事者及び関係機関からの相談に心理・保育・ソーシャルワークの専門職が対応する。

○法制度内外で支援を必要とする人の一時保護。

宿泊施設備品の用意あり。常時受け入れ態勢を整えておく。

女性新法の施行により制度外から制度内での支援が行える事例も見込まれる。

支援ニーズに対応できるスキルと体制を整えて対象者の受け入れを行う。

- 実習生・ボランティアの受け入れ
- 行事に退所者や地域の関係者を招待

Ⅲ 子どもの学習支援事業

「ぴよんぴよん学習塾」の運営。子育て世帯の貧困連鎖防止を目的とした事業。関係自治体の協力連携を得ながら、ニーズを把握し実施する。

[対象] 小学生及び中学生

施設入所児童に加え地域のひとり親家庭の児童で支援を必要とする児童を受け入れる。

[日時]

月～金 放課後～17:50 小学生1年～6年対象

月・金 18:30～20:30 小学生5・6年、中学生が対象

土 9:00～12:00 小学生1年～6年対象

[内容] 宿題を中心に、わからないところを教えてもらう。土曜日は終了後に軽食支給。

(軽食支給は重要) ※必要に応じて送迎を行う

[支援者] コーディネーター兼学習支援員1名。学習支援員 数名 曜日や時間帯によって交替する。

Ⅳ 子どもの居場所づくり事業

弁当配布は継続。感染症収束状況を見て、会場にて食事提供を行う方法も取り入れる。本事業を推進することで、地域の子育て世帯、特にひとり親世帯に対しての福祉の向上を図りたい。

[対象]

学習支援を利用している児童

ひとり親家庭、**子育て世帯**の児童及びその保護者

本事業に関心のある方

[場所] パレアナの家地域交流スペース又は母子生活支援施設のぞみホール

[開催日時] 地域向け 月2回 第1・第3金曜日 17:30～19:00

施設利用者向け 月2回 第2・第4金曜日

[料金] 弁当1個100円 会場利用の場合：児童無料 大人200円

[提供できる食事の量と内容]

1回に20食程度

お米・野菜・その他、各団体や個人から提供されたものを調理して提供

提携業者からの取り寄せを活用（月1回程度）

季節感があり、地域の伝統や特色を生かしたメニューを提供する。